

1 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

（平成24年3月30日市告示第36号）

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値	
		昼間	夜間
AA	医療施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

（注）

1. 昼間（午前6時から午後10時まで）、夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
2. 地域の類型
 - AA：春日井市に該当地域なし
 - A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 - B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
 - C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 - ② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
4. 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

2 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）
（昭和52年4月30日愛知県告示第483号）

地域の類型	I	II
基準値 (L_{den})	57 デシベル以下	62 デシベル以下
該当地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
	愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）に位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒から滑走路延長方向に伸ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5キロメートル、西方4キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18Km の点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く	

3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）
（昭和52年4月30日愛知県告示第484号）

春日井市内に該当地域なし